

議案第 16 号

市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 9 月 7 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 備考中「ホテル営業又は同条第 3 項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

旅館業法の改正に伴い、条文の整備を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。